

**かながわ水源環境保全・再生の  
次期実行5か年計画に対する  
意見書（仮称）**

**（案）**

**平成22年 月**

**水源環境保全・再生かながわ県民会議**

# 1 次期計画の策定の基本的考え方

県民会議は、「県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり」として、設置され、現在まで、3年にわたり、県民フォーラム等により県民参加を図りながら、各年度の点検を行い、県に報告してきたところである。その中において、現行計画の各施策は、水源環境の保全・再生にとって非常に有用なものであり、この制度を継続し、「良質な水の安定的な確保」にむけ、施策を総合的に推進していくべきである。そのスタンスに立って、次期5か年計画を策定、検討するにあたり、現時点での県民会議の考えを提言するものである。

## 1-1 かながわ水源環境保全・再生施策大綱

実行計画は、水源環境を保全・再生するための20年間の基本的考え方を示した施策大綱の方向性に従い、個々の事業を評価し、見直したうえで策定されるべきものである。

施策大綱は、現時点においても、その目的・理念、今後の施策展開の方向性等についての認識は変わらないため、基本的部分の修正は必要ないものとする。なお、施策大綱に記載されているデータの更新、追加等については、基礎資料として継続的に行うべきである。

## 1-2 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

### (1) 計画期間

施策大綱に則り、次期実行計画も5年間（平成24～28年度）の計画とする。

### (2) 対象施策・対象地域

#### ア 対象施策

水源環境保全税により実施する事業については、現行計画と同様に、主として水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組とすべきである。

#### イ 対象地域

現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる県内水源保全地域を主な対象地域とし、水源環境保全・再生を支える活動の促進については、県民全体で水を守る観点から、県全域とする。

相模湖等の集水域である山梨県側の県外上流域対策は、現行計画で、山梨県と共同で、施策実施のための調査を行っており、その検討状況に応じ対象地域とすることを検討すべきである。また、酒匂川の流域である静岡県側の県外上流域については、引き続き水質等の状況を把握していくべきである。

### (3) 構成事業の考え方

水源環境保全税により実施する事業については、「一般的な行政水準」を超え、新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業の対象とする現行計画の枠組みは原則変更すべきではない。しかし、そのことにより、一般財源で行う水源環境保全・再生施策とのすみわけが複雑で、県民にわかりにくくなっている。そこで、この提言において述べる既存事業との整理において、必要な事業については、この財源により実施すべきかどうかしっかりと検討し、県民にとってよりわかりやすい構成事業としていくべきである。

### (4) 事業費規模

事業費規模すなわち水源環境保全税の規模についても、この計画が施策大綱に基づき策定されることから、現行計画と同規模の5か年で約190億円（年額約38億円程度）をベースに必要な事業を精査する。

なお、現行の税制における歳入の状況等については、県が実績に基づき検証し、県民会議に対し報告する必要があると考える。

## 2 施策（計画）全体としての方向性

### 2-1 継続の必要性

水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして、自然を対象としたものであり、短期に効果が現れるものではないため、長期にわたる継続的な取組が必要である。

現在の12の特別対策事業については、「良質な水の安定的確保」に向けて、長期的モニタリングによる評価は現時点では十分できないものの、事業実績は、着実に上がっており、事業の仕方や目標の設定などそれぞれの課題はあるものの、長期計画に基づき、すべての事業を継続する必要があると考える。

### 2-2 県民参加の進展（各事業における県民参加の充実）

水源環境保全・再生の取組については、県や市町村など行政だけでなく、市民が主体となって推進している取組もある。

県民会議では、県民主体の取組や県民・NPOと行政との協働による取組を推進するため、水源環境保全・再生に関する市民事業等支援制度を創設し、支援してきたところである。

また、丹沢大山の保全・再生対策における県民連携・協働事業や、水環境モニタリング調査（河川モニタリング調査）における県民参加型調査等も実施されている。

このように、県民参加の機会は、市民事業支援制度の対象となる事業に限らず、幅広く、各事業においても県民参加の要素が盛り込まれるべきものである。

### 2-3 県外上流域対策

県外上流域対策については、相模川水系上流域の森林の現況や水質汚濁負荷の状況等について共同調査を実施してきたところであり、その調査結果を踏まえた具体的な森林保全対策や水質保全対策等が必要である。

ただし、その対策については、上流である山梨県も当然実施すべき責務を負うものであり、神奈川県は、その事業の内容、事業量及び費用負担について、慎重に検討する必要がある。

### 2-4 既存事業との整理

5か年計画に位置付ける特別対策事業は、充実・強化して推進する事業であり、既存事業との整理が必要である。

例えば、水源林の整備とシカの保護管理の一体的取組みの必要性については、モニタリング調査結果や丹沢大山自然再生委員会からの報告でも明らかになっており、財源の整理をしたうえで、特別対策事業として位置づける必要がある。

### 3 各論

#### 3-1 森林関係事業

- ①森林50年構想との整合／流域単位の森林配置の目標の設定)
  - ②費用対効果の適切な整備手法の検討
  - ③シカの保護管理等との連携
  - ④県産木材の生産・流通・消費の循環の活性化
  - ⑤人材の養成・確保に係る地道かつ長期的な取組
  - ⑥長期的モニタリング調査の継続の必要性
    - ・森林整備と植生回復や土壌保全等の効果検証
    - ・ブナ林等の調査研究の今後の再生事業への反映
- (・地球温暖化対策との関連性)
- (・国有林、県有林等の関連性)

(前回委員会の意見)

- ・森林整備の人材については、かながわ森林塾で養成しても即戦力ではなく、森林組合等の雇用者側にも人材を育てる体制・体力が必要であるが、現実には脆弱であるため、雇用者側にも支援する必要がある。
- ・県産の間伐材を搬出・利用する方法を考える必要がある。
- ・シカ管理と森林整備の一体的実施。具体的には、下層植生をモニタリングしながら、森林の間伐、シカの個体数調整、植生保護柵の設置の3つを同時に継続的に実施することが重要。
- ・水源環境の保全・再生のためには、長期的には産業としての林業の振興が必要。

(点検結果報告書の意見)

- ・水源地域の間伐等による森林整備が、水源林の水土保持機能の向上に効果を発揮するまでには、長期間がかかることから、長期間のモニタリング調査の継続が必要。
- ・ブナ林等の調査研究について、ブナ林等の衰退原因の解明や立地環境モニタリングの継続を通して、奥山域再生のための各種技術開発を行い、今後の再生事業に反映させることが必要。
- ・地域水源林整備事業について、市町村が選択する整備手法により、事業面積に比較して事業費が増加するため、今後は、より適切な整備手法を検討する必要がある。
- ・流域単位の具体的な森林配置の目標を明確に示し、森林再生50年構想と矛盾しないよう、実際の森林施業に反映させる必要がある。
- ・水源の森林づくり事業の対象は私有林であるが、県有林や国有林と連携した森林整備を行うことも今後検討する必要がある。
- ・シカ管理をはじめとする丹沢大山自然再生計画の各事業と連携して推進していくことが重要。

## 3-2 水関係事業

- ①河川・水路における自然浄化対策の整備手法の再検討
- ②下水道計画区域の見直しに伴う下水道普及率及び合併処理浄化槽設置基数の目標の見直し(相模原市)
- ③長期的モニタリング調査の継続の必要性
  - ・河川、地下水保全における長期的なモニタリング調査の継続

(前回委員会の意見)

- ・河川・水路の整備事業でも、「仕分け」により採択の可否を決めれば、予算の総額を抑制しながら効果的に推進することができる。

(点検結果報告書の意見)

- ・河川・水路の自然浄化対策の整備手法については、生態系に配慮した河川・水路等の整備と直接浄化対策の手法を再検討する必要がある。例えば、汚染源(点源)対策とセットで河川・水路の自然浄化対策を実施することも1つの方法である。
- ・河川・水路の整備実施箇所では水質改善効果がみられる場所もあるが、生活排水などの流入がみられる箇所もあり、引き続きモニタリング調査を実施し、整備効果の把握に努める必要がある。
- ・地下水汚染箇所については、各地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施するほか、長期的にモニタリングを継続することが必要である。
- ・公共下水道及び合併処理浄化槽の整備については、相模原市の下水道計画区域の縮小、合併処理浄化槽の整備区域の拡大に伴い、それに応じた下水道普及率や整備基数の目標の見直しが必要である。

### 3-3 県外上流域対策関係

- ①山梨県における森林整備対策の必要性
- ②山梨県における生活排水対策の必要性
- ③その場合の費用負担の考え方や条件

(前回委員会の意見)

- ・ 県外上流域対策については、直接的な森林整備対策よりも、流域材（流域単位の材）の搬出・利用の促進が必要である。
- ・ その前提として、県産木材の生産・流通・消費の中で、現行計画では、間伐材の搬出は水源環境税を充当、流通・消費は一般財源を充当しているが、その点の整理が前提。（県内に水源環境税を充当せず、山梨県に充当という矛盾が生じる。）
- ・ 県外上流域対策の目的により、優先すべき対策を選択すべき。目的が水質であれば、対策は生活排水対策や農地等面源対策、水量が目的であれば、森林整備が優先される。
- ・ 水質を優先すべき。特にアオコの問題は、山梨県側の問題が大きい。諏訪湖も下水道整備により時間を経て改善されたのであり、したがって、対策は少しでも早く取り組むべき。
- ・ 森林の効果は複雑で分かりにくいので、県外上流域対策で、森林まで投入する必要があるのか疑問。
- ・ 県外上流域対策を決めるのは、議会や県民であり、県民参加としてパブコメが必要。

### 3-4 県民参加の仕組みづくり・調査関係

- ①県民会議の役割
- ②情報提供、情報公開の更なる促進
- ③モニタリング調査の継続と定期的な点検の必要性
- ④県民参加の事業ベースにおける推進
  - ・各事業への展開（森林、丹沢大山、河川、調査など）
  - ・市民事業支援制度の継続

(前回委員会の意見)

- ・県外上流域対策を決めるのは、議会や県民であり、県民参加としてパブコメが必要。（再掲）
- ・県民参加としてフォーラムだけでなく、事業現場を見せる機会があった方が良い。

(点検結果報告書の意見)

- ・施策の評価を行うためには、長期にわたる継続的なモニタリング調査が必要である。
- ・市民事業支援補助金については、小規模かつ多数の団体を支援することにより、今後、市民レベルによる水源環境保全・再生の取組が広がることを期待。
- ・県民フォーラムについては、都市地域住民の参加が少ないという課題があり、効果的な普及啓発や意見集約の方法などを検討する必要がある。